

フリマアプリでのトラブル事例

フリマアプリで新品未使用と記載されていたワンピースを注文し、代金を支払った。後日、商品が届き確認してみると、臭いや汚れがあり、新品ではなかった。解約しようと思い、出品者に連絡したが、「解約は受け付けない」と言われた。そこで運営会社にも連絡したが、「出品者と直接話し合ってください」と言われた。解約することはできないのか。
(10代女性)

【アドバイス】

●フリマアプリではトラブルも発生しています

フリマアプリとは、スマホやタブレット上で実際の「フリーマーケット」のように商品の出品や購入ができるアプリケーションのことです。手軽に利用できる一方で、トラブルも発生しています。

●フリマアプリでの売買は個人間の取引です

フリマアプリでの取引は運営会社を通じて行われていても、基本的に個人間の取引となります。したがって、商品が違っていた、商品が届かないなどのトラブルが発生しても、原則は売り手と買い手の個人間の話し合いになります。

●個人間の取引にクーリング・オフは適用されません

クーリング・オフは事業者（企業）と消費者（個人）間の訪問販売や電話勧誘販売などの一定の取引に適用されるものであり、個人間の取引には適用されません。

●規約をよく読みましょう

フリマアプリで取引する際は、アプリの規約をよく読み、内容を十分理解したうえで慎重に利用しましょう。



まもりん



まもりん

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{い や や}188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）
福岡県警察相談窓口 ☎#9110（24時間対応）